

公益社団法人日本栄養士会栄養ケア・ステーション認定制度規則施行細則

公益社団法人 日本栄養士会

制 定 平成 29 年 10 月 15 日

施 行 平成 30 年 4 月 1 日

改正施行 2021 年 10 月 1 日

改正施行 2024 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）の制定する公益社団法人日本栄養士会栄養ケア・ステーション認定制度規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 号、第 3 号、第 7 条第 2 項、第 5 項、第 10 条第 1 項、第 5 項、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 5 号、第 15 条第 3 号、第 4 号、第 18 条第 2 項、第 38 条第 1 項から同条第 5 項及び同条第 7 項まで、並びに、第 47 条の規定に基づき、規則の施行に必要な事項を定める。

(事業者の種別)

第 2 条 規則第 3 条第 2 号の事業者とは、次の各号の全部又は一部に該当するものをいう。

(1) 管理栄養士又は管理栄養士が代表者たる法人（ただし、主たる事業が、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供であること。）

(2) 個人又は法人が設置する医療機関

(3) 公益社団法人日本医師会、都道府県医師会、郡市区等医師会（ただし、一般社団法人又は公益社団法人であるもの。権利能力なき社団を含む。）

(4) 介護事業所（ただし、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、栄養管理体制加算等の栄養関係加算の対象事業所に限る。）を設置することを主たる事業とする法人

(5) 地方公共団体（地方自治法第 1 条の 3、第 2 項の普通地方公共団体をいう。）

(6) 管理栄養士養成施設その他の保健又は医療若しくは福祉関係の高等教育機関を開設した法人又は個人（ただし、その開設にかかる病院、医院、診療所、福祉施設に事業所が設置される場合に限る。）

(7) 上記以外の個人又は法人若しくは団体

2 前項第 7 号の個人又は法人若しくは団体はそれぞれ次の各号を満たすものとする。

(1) 個人については、当該個人が自ら事業所の設置運営に携わるものであること。

(2) 法人については、法人としての意思決定、執行、業務及び人員並びに財務に係る管理の実体があること。

(3) 団体については、権利能力なき社団であって、団体としての意思決定、執行、業務及び人員並びに財務に係る管理の実体があること。

(事業所の意義)

第3条 規則第3条第3号の「事業所」とは、事務所、店舗その他の事業を行う施設であって、そこで行われる主たる業務が栄養ケアであるものをいう。事業を行ううえで必要な業務又は事務の一部のみを行う施設は含まない。

2 同一の事業者が複数の事業所を設営するときの認定（規則第3条第1号）は、事業所毎にこれを行うことを要する。

(栄養ケア・ステーション認定委員会)

第4条 規則第7条第5項の栄養ケア・ステーション認定委員会（以下「認定委員会」という。）の設置及び運営に関する事項を次項以下に定める。

2 規則第7条第2項に定める認定委員会の委員（以下「委員」という。）は、8名以内とし、次に掲げる者のうちから本会理事会の承認を得て本会会長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療従事者

(3) 利用者関連団体等の関係者

(4) 事業者（規則第3条第2号）の代表者（規則第3条第4号）

(5) 行政機関関係者

(6) その他本会会長が推薦する者

3 委員の任期は2年（ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。）とし、再任を妨げない。

4 認定委員長は、認定委員会を統括及び代表する。認定委員長に事故があるとき、又は認定委員長が欠けたときは、認定委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

5 認定委員会の会議は以下の各号により実施する。

(1) 会議は認定委員長が招集し、認定委員長が議長となる。

(2) 会議は年2回開催する。ただし、本会が必要と認めて要請したときは随時に開催することがある。

(3) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ認定委員長あて、その権限を委任する旨の届出があったときには、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

(4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(5) 第 1 号の定めにかかわらず、最初又は新たに任期の始まる委員選任後の初回の会議は、本会会長が招集する。

6 認定委員会に事務局を置き、本会がその事務を取り扱う。

(栄養ケア・ステーション認定審査会)

第 5 条 規則第 10 条第 5 項の栄養ケア・ステーション認定審査会（以下「認定審査会」という。）の設置及び運営に関する事項を次項以下に定める。

2 規則第 10 条第 1 項の審査員は、6 名以内とし、次に掲げる者のうちから本会理事会の承認を得て本会会長が任命する。

(1) 栄養ケア・ステーション事業部担当理事

(2) 前号以外の本会会員で審査員の職務に適性の認められる者

3 審査員の任期は 2 年（ただし、補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。）とし、再任を妨げない。

4 審査会長は、認定審査会を統括及び代表する。審査会長に事故があるとき、又は審査会長が欠けたときは、審査会長があらかじめ指名する審査員が、その職務を代行する。

5 認定審査会の会議は以下の各号により実施する。

(1) 会議は審査会長が招集し、審査会長が議長となる。

(2) 会議は年 2 回開催する。ただし、本会が必要と認めて要請したときは随時に開催することがある。

(3) 会議は、審査員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、欠席する審査員からあらかじめ審査会長あて、その権限を委任する旨の届出があったときには、当該欠席審査員の数を出席審査員の数に加えることができる。

(4) 会議の議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(5) 第 1 号の定めにかかわらず、最初又は新たに任期の始まる審査員選任後の初回の会議は、本会会長が招集する。

6 認定審査会の事務は、本会がこれを取り扱う。

(指定業務)

第 6 条 規則第 12 条第 1 項第 1 号の指定業務は、栄養の指導及び管理に関する業務であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 栄養相談（第 7 号、第 8 号、第 9 号を除く。）

(2) 特定保健指導

(3) セミナー、研修会への講師派出

(4) 健康・栄養関連の情報、専門的知見に基づく成果物（献立等）等の提供

(5) スポーツ栄養に関する指導・相談

(6) 料理教室、栄養教室の企画・運営

(7) 診療報酬・介護報酬にかかる栄養食事指導とこれに関連する業務（ただし、当分の間、同業務は、事業所に属する管理栄養士の業務とし、事業所は、そのための連絡調整の事務をとりおこなうものとする。）

(8) 第 7 号以外の業務であって病院・診療所などの医療機関と連携した栄養食事指導

(9) 訪問栄養食事指導

(10) 食品・栄養成分表示に関する指導・相談

(11) 地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務

2 前項の定めに関わらず、事業所は、法令上、事業所として実施できるものに限り指定業務として掲げることができる。

(適切な環境)

第 7 条 規則第 12 条第 1 項第 2 号の「適切な環境」とは、以下の各号に資する設備施設の整備その他の各種の施策が講じられていることをいう。

(1) 地域住民の秘密及び個人情報の保護

(2) 地域住民と事業所職員の接触に伴う心身の事故の防止

(経済的裏付け)

第 8 条 規則第 12 条第 1 項第 3 号の「業務を持続的かつ適正に実施できる経済的裏付けがある」とは、認定の有効期間内の各年度の事業計画書、収支予算書及び事業開始時の資産負債の一覧表又はこれらに準ずる資料により、事業の計画面、予算面、資産負債面を総合的に勘案して、栄養ケアの業務の持続的かつ適正な実施が可能と認められることをいう。

(責任者)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項第 4 号の「専任」とは、事業所の行う栄養ケアの業務の実施を専ら担当していることをいう。専任者の就業条件は、当該事業所の栄養ケアの業務の実施日における同業務の実施に遺漏のないものでなければならない。

2 規則第 12 条第 1 項第 6 号の「事業所を設置する都道府県の栄養士会の栄養ケア・ステーションの登録者」とは、当該都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションの定める登録要件に適合し、現に登録している者をいう。

(規則第 12 条第 2 項の「必要な資料」)

第 10 条 規則第 12 条第 2 項の「必要な資料」とは、申請書の各種添付書類が添付を求めている各種書面、図表等、又は、認定審査会が特に提出を指示するものをいう。

(規則第 13 条第 2 項の「必要な資料」)

第 11 条 規則第 13 条第 2 項の「必要な資料」とは、申請書の各種添付書類が添付を求めている各種書面、図表等、又は、認定審査会が特に提出を指示するものをいう。

(機能強化型認定栄養ケア・セッションの事業者要件)

第 12 条 規則第 14 条第 5 号の「その他、前各号に準ずる法人（ただし、主たる事業が、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供であること。）であって認定委員会において特に認めるもの」とは、以下の各号を満たすものをいう。

- (1) 「前各号に準ずる法人」とは、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態等の改善上必要な複雑困難な栄養管理等に対応しうる業務の質、並びに、かかる業務提供の安定性や確実性、継続性を確保しうるものとして設定された規則第 14 条第 2 号乃至第 4 号の事業者類型に相当する実体又は実績を有する法人をいう。ここで「実体」とは、その法人の目的、執行及び運営の体制若しくは構造をいう。
- (2) 「主たる事業が、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供であること」とは、その法人の行うすべての事業のうち、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供に係るものが、事業の個数上及び収入又は支出上 3 分の 2 以上であることをいう。ここで、「教育」とは、栄養の学説に基づいて行うものをいい、栄養士法第 1 条の栄養士及び管理栄養士の養成教育を含むものの、栄養の学説に基づかないもの、及び、栄養に関わらないものは含まない。
- (3) 「特に認める」とは、規則第 14 条第 2 号乃至第 4 号の事業者類型を定めた趣旨に逸脱しないだけでなく、同趣旨に適合又はこれを補充し、かつ、同類型にあてはまらない事業者との間で公平上疑義がないと明らかに認められる場合をいう。

2 前項の定めに基づき、規則第 14 条第 2 号乃至第 4 号の事業者に該当しない法人で、その事業が、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態等の改善上必要な複雑困難な栄養管理等に関係しないもの、又は、その行うすべての事業のうち、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供に係るものが、事業の個数上及び収入又は支出上 3 分の 2 に満たないものは、規則第 14 条第 5 号の「特に認めるもの」とはならないものとする。

(機能強化型認定栄養ケア・セッションの責任者要件)

第 13 条 規則第 15 条第 3 号の「研修」とは、以下の各号に掲げるものをいい、「修了した者」には、以下の各号に掲げるものの全部又は一部を認定の有効期間内に修了見込み（修了する具体的な計画を有していることをいう。）である者を含むものとする。

- (1) 直近の医療保険制度及び介護保険制度並びに地域保健法第 6 条第 3 号及び同法同条第 7 号乃至第 12 号第 14 号の事項であって栄養改善に係る制度の制定若しくは改正又は運用に関する研修

(2) 第 6 条の指定業務に関する生涯教育 24 単位以上

- 2 規則第 15 条第 4 号の「栄養管理等に関する学術分野の学会」とは、別表 1 に掲げるものをいい、これら学会に「所属」するとは、これら学会の会員であって、会員としての権利及び義務を行っている実績のあることをいう。
- 3 規則第 15 条第 4 号の「栄養管理等に関する学術分野の学会若しくは日本栄養士会の設置運営する栄養管理等の実務を行う適格性に関する資格」とは、別表 2 に掲げるものをいい、これら資格を「有している」には、認定の有効期間内にこれら資格を取得する見込み(取得する具体的な計画を有していることをいう。)である者を含むものとする。

(規則第 18 条第 2 項の「必要な資料」)

第 14 条 規則第 18 条第 2 項の「必要な資料」とは、申請書の各種添付書類が添付を求めている各種書面、図表等、又は、認定審査会が特に提出を指示するものをいう。

(手数料の金額及び納付先)

- 第 15 条 規則第 38 条第 1 項から同条第 5 項までに定める手数料の金額及び納付先は、別紙 1 のとおりとする。
- 2 規則第 38 条第 7 項の手数料の取り扱いに関する事項のうち手数料の納付をなすべき時期は、別紙 1 の場合を除き、各申請又は届出のときとする。

(様式)

第 16 条 規則の運用上、使用される様式の例は、別紙 2 のとおりとする。

(改正)

- 第 17 条 この細則の改正は、本会会長がこれを行う。変更の事実及び内容は遅滞なく各都道府県栄養士会へ報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 15 条第 1 項の手数料の金額の改定は、あらかじめ本会理事会の意見を徴してこれを行わなければならない。

附 則

- 第 1 条 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条 この細則の 2021 年 10 月 9 日改正は、同日から施行する。
- 第 3 条 この細則の 2024 年 4 月 1 日改正は、同日から施行する。

別紙 1 手数料の金額及び納付先

1 規則第 22 条第 1 項から同条第 4 項の各手数料の金額及び納付先は、次の表のとおりとする。

手数料の種別		金額（税込）	納付先
申請に要する手数料（規則第 38 条第 1 項）（認定栄養ケア・ステーション）	申請手数料	11,000 円	事業所を設置する都道府県の栄養士会
	審査手数料	22,000 円	本会
	認定手数料	11,000 円	本会
申請に要する手数料（規則第 38 条第 1 項） （機能強化型認定栄養ケア・ステーション）	申請手数料	22,000 円	事業所を設置する都道府県の栄養士会
	審査手数料	33,000 円	本会
	認定手数料	11,000 円	本会
認定の更新に要する手数料（規則第 38 条第 2 項） （認定栄養ケア・ステーション）	更新申請手数料	5,500 円	事業所を設置する都道府県の栄養士会
	更新審査手数料	11,000 円	本会
	更新認定手数料	5,500 円	本会
認定の更新に要する手数料（規則第 38 条第 2 項） （機能強化型認定栄養ケア・ステーション）	更新申請手数料	5,500 円	事業所を設置する都道府県の栄養士会
	更新審査手数料	16,500 円	本会
	更新認定手数料	5,500 円	本会
認定の変更申請に要する手数料（規則第 38 条第 3 項）	認定の変更申請手数料	2,200 円	事業所を設置する都道府県の栄養士会
	認定の変更審査等手数料	3,300 円	本会

第 32 条の変更届出に要する手数料（規則第 38 条第 4 項）	変更届出事務手数料	2,200 円	本会
-----------------------------------	-----------	---------	----

2 申請（規則第 33 条第 1 項）又は届出（規則第 33 条第 4 項）をなそうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申し出により、認定の有効期間内に到来する初回又は事情により 2 回目の事業年度末までに限り手数料の納付を猶予することがある。

- (1) 栄養ケア・ステーションとして申請する事業所を設置運営する事業者の代表者（事業者が法人の場合は代表権のある者）が、本会会員である管理栄養士又は栄養士であるもの
- (2) 本会および事業所を設置する都道府県の栄養士会の賛助会員であるもの